

平成28年度第15回山形県障がい者スポーツ大会

1 大会概要・運営について

個人参加申込書早見表	P1
実施要項	P2
全国障害者スポーツ大会山形県選手団選手・役員選考方針	P5
実施競技・期日・会場等一覧	P6
競技大会申し込み注意事項	P7
卓球競技実施要領	P9
陸上競技実施要領	P13
水泳競技実施要領	P21
アーチェリー競技実施要領	P27
フライングディスク競技実施要領	P30
競技種目表	P33
障がい区分の解説	P36

2 参加申込書

各競技出場申込書・リレー競技参加申込書	別紙添付
---------------------	------

3 その他

スポーツ大会における昼食の斡旋について	別紙添付
連絡員による安全確認の実施について	別紙添付

平成28年度山形県障がい者スポーツ大会個人競技参加申込書 早見表

競技名 及び開催日	文書名等	提出期限(必着厳守)		提出・入金など		HP	チケット
		郵送	メール	FAX	入金		
陸上 (5/21)	1 個人競技参加申込書(様式1~5)	【競技及び弁当申込書】 ①卓球 平成28年4月8日(金) ②陸上、水泳 平成28年4月22日(金) ③フライングディスク 平成28年4月28日(木) ④アーチェリー 平成28年5月2日(月) 【入金期限】 ①卓球 平成28年4月22日(金) ②陸上、水泳、フライングディスク 平成28年5月2日(月) ③アーチェリー 平成28年5月13日(金) 【安全管理名簿】	○	○	—	—	○
水泳 (5/22)	2 陸上・水泳リレー競技参加申込書 (知的 様式2)	○	○	—	—	○	
卓球・サウンド テーブルテニス (5/8)	3 安全管理名簿(別紙1)	○	○	—	—	○	
アーチェリー (5/22)	4 弁当申込書(別紙2)	—	○	○	—	○	
フライングディスク (6/5)							

※申込書の提出方法や弁当の入金について、郵送のみ受け付ける書類は「郵送」欄に、電子メールやFAXで受け付ける書類は「メール」「FAX」欄に、当会ホームページに掲載している様式は「HP」にそれぞれ印を付けています。なお、一部入金が必要な項目につきましては、関係書類をよくご確認いただき、各自対応してください。

第15回山形県障がい者スポーツ大会 実施要項

1 目的

この大会は、障がい者がスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、県民の障がい者に対する理解の増進を図り、障がい者スポーツの一層の普及と競技力の向上、障がい者の自立の促進に寄与することを目的とする。

また、競技別大会については、第16回全国障害者スポーツ大会(平成28年岩手県開催)への出場選手選考会を兼ねるものとする。

2 主 催

山形県

山形県障がい者スポーツ協会

社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会

一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会

山形県精神障がい者スポーツ推進協議会

3 主管(運営協力)

山形県障害者スポーツ指導者協議会

山形県障がい者フライングディスク協会

山形陸上競技協会、天童市陸上競技協会

天童市水泳連盟、山形市水泳連盟

山形県卓球協会、山形県身体障害者卓球協会、天童クラブ

山形市アーチェリー協会、山形県身体障害者アーチェリー協会

4 実施競技・期日・会場等

別紙一覧表のとおり。

5 競技方法・表彰

各競技実施要領などによる。

6 競技規則

平成28年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、各競技実施要領及び申し合わせ事項などを適用する。

7 参加資格

参加選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者。
 - ① 身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者(その取得の対象に準ずる障がいのある者を含む)。
 - ③ 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(その取得の対象に準ずる障がいのある者を含む)。
- (2) 原則として本県に在住又は県内に所在する施設や学校などに所属する者。

8 参加制限

- (1) 競技別大会については、次のとおりとする。
 - ① 参加できるのは、同じ日に開催する競技の1競技のみとする。
 - ② 出場可能種目数などは大会ごとに別途定める。
- (2) レクリエーション大会などについては、次のとおりとする。
 - ① 出場可能種目数などは大会ごとに別途定める。
 - ② 地区単位で実施する“レクリエーションの集い”は、原則として当該地区内に在住又は所在する施設や学校などに所属する者を参加対象とする。

9 参加料

各競技実施要領などによる。

10 健康・安全管理

- (1) 選手の健康・安全管理には、各人及び関係者が十分留意するものとする。
- (2) 主催者においては、応急の処置を除き一切責任を負わないものとする。ただし、レクリエーション大会及びレクリエーションの集いへの出場選手においては、主催者が加入する傷害保険の範囲内で対応する。
- (3) 競技別大会への出場選手及び引率者などは、各人にて傷害保険に加入すること。((公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(通年対象)への加入を推奨する。)

(4) 参加者の安全確保のため、各大会毎に危機管理を実施する。(内容については各大会毎に定める。)

11 全国障害者スポーツ大会への出場選手

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に従い、平成28年4月1日現在、13歳以上の者を対象に、選考委員会の推薦をもって県が決定する。

なお、県大会各競技において、1競技2種目(卓球及びアーチェリー競技は除く)に出場しない者に対する対応は、全国大会出場選手選考の対象としない。

12 申込方法

各競技実施要領などにより、別添申込書により決められた期日までに事務局へ郵送またはメールにより申し込むこと。なお、安全管理名簿以外のFAXでの申し込みは一切受け付けないものとする。

なお、申し込みいただき知り得た個人情報は、本大会及び全国障害者スポーツ大会関係用務のみ使用します。

13 総合開会式及びフライングディスク競技

総合開会式及びフライングディスク競技は、雨天の場合、屋内多目的コートで開催する。

大会事務局

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森 385

TEL/FAX 023-686-4084

E-mail info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

平成28年度第16回全国障害者スポーツ大会 山形県選手団選手・役員選考方針

1 選考方針について

第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会2016」出場の山形県選手選考については、多くのメダル獲得を目指すとともに、障がい者スポーツのより一層の振興に資することを目的として、以下の基準に基づき実施する。

2 選考基準

- (1) 原則として全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会として開催された「第15回山形県障がい者スポーツ大会」の成績に基づき、全国大会の記録と比較して上位入賞が期待できる者を優先して選考する。
- (2) 「第15回山形県障がい者スポーツ大会」において開催されなかった競技種目については、過去の同大会での記録又は他の公式大会での成績等を参考として選考する。
- (3) 全国障害者スポーツ大会未経験者の出場にも配慮し選考する。
- (4) 再出場者は、過去の全国大会へ出場した年度の古い人又は、選手団を構成するに当たり障がい種別、性別、年齢等のバランス等を考慮して選考する。また、選手全体の概ね5割を超えないものとする。
- (5) 連続出場は、全国大会において好成績（大会記録以上、又はそれに近い記録）を残した者について考慮する。
- (6) 団体、クラブ等で熱心に活動に取り組み、将来的にリーダーとして障がい者スポーツの振興に寄与する者。
- (7) 年間を通じてスポーツを継続的に行い、各種大会に積極的に出場している者。

3 出場資格（全国障害者スポーツ大会要綱より）

- (1) 平成28年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者及び知的障がい者。
 - 身体障がい者：身体障害者手帳の交付を受けた者
(内部障がいは、ぼうこう直腸機能障がいのみ)
 - 知的障がい者：療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 山形県内に現住所を有する者。ただし、山形県外に現住所を有する者で、山形県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者。
- (3) 団体競技に出場する者は、個人競技には出場できない。

4 選手選考について

- (1) 上記（選考基準、出場資格）の条件を満たした者を、選考委員会で審議し選手を決定し、県に推薦する。
- (2) 県は、選手選考委員会からの推薦に基づき、第16回全国障害者スポーツ大会に派遣する選手を決定する。

5 役員選考基準

- (1) 役員構成は、出場選手の障がいの程度及び選手の構成を考慮して選出する。
- (2) 障がい者スポーツ等の関係者や、(公財)山形県体育協会の競技団体等の指導者からも選出を行い、障がい者スポーツの理解者を増やしていく。

**平成28年度 第15回山形県障がい者スポーツ大会
実施競技・期日・会場等一覧**

総合開会式	対象			期日	会場
	身体	知的	精神		
	○	○	○	6月 5日(日)	県総合運動公園 (第2運動広場)

《競技別大会》

卓球競技大会	○	○		5月 8日(日)	天童市総合福祉センター (一般卓球 屋内運動広場) (STT 第1・第2学習室)
陸上競技大会	○	○		5月21日(土)	県総合運動公園 (NDソフトスタジアム)
水泳競技大会	○	○		5月22日(日)	県総合運動公園 (屋内プール)
アーチェリー競技大会	○				山形県リハビリセンター (グラウンド射場)
フライングディスク競技大会	○	○		6月 5日(日)	県総合運動公園 第2運動広場 雨天時 屋内多目的コート
バレーボール競技大会			○	11月19日(土)	上山市体育文化センター (主競技場:アリーナ)

《レクリエーション大会》

レクリエーション大会(身体)	○			8月27日(土)	県総合運動公園 (メインアリーナ)
レクリエーション大会(知的)		○		9月28日(水)	県総合運動公園 (サブグラウンド) 雨天時(屋内多目的コート)
村山地区レクリエーションの集い	○	○	○	調整中	調整中
最上地区レクリエーションの集い	○	○	○		
置賜地区レクリエーションの集い	○	○	○		
庄内地区レクリエーションの集い	○	○	○		

第15回山形県障がい者スポーツ大会競技大会 申込注意事項

1 参加申込について

(1) 参加申込書の取りまとめは、下記の点に注意し正確に行うこと。

① 特別支援学校、中学校および高等学校在校生は、在籍する学校から一括して事務局へ申し込むこと。

※新入生に対する配慮は行うが、いずれの参加者も申込締切日厳守のこと。

② グループホーム、福祉ホームなどの入居者、身体障がい者施設及び知的障がい者施設への通所または入所者は、当該施設から事務局に申し込むこと。

③ 在宅の障がい者で、障がい福祉団体、障がい者スポーツ団体に加入している場合は当該団体を通して事務局に申し込むこと。

④ 上記以外の者は、市町村福祉担当課を通して申し込むこと。

⑤ 各参加者とも、同日開催競技を除く、いずれか2競技に出場できる。

(2) 申し込み方法は下記のとおりとする。各参加者とも注意して提出すること。

① 本大会参加申込は、郵送または電子メールでの提出分のみ受け付けます。FAX、
その他の申し込みは一切受け付けませんのでご注意ください。また、締切日厳守で
大会事務局宛に届くように申し込みください。

② 各大会とも、競技組合せを行う関係上、締切日を過ぎての選手追加・変更及び、
新規申し込みは一切受け付けません。大会の安心安全で円滑な運営の為、皆様のご協力お願いいたします。

(3) 申込書には、緊急時に必ず通じる携帯電話等の連絡先（電話番号）を明記してください。

※大会当日の荒天時や、その他緊急の連絡等にも使用します。

(4) 各競技の注意事項、及び実施要領を各自しっかりと確認のうえ申し込むこと。

(5) 申込書は必ず同封した競技ごとの所定の様式に記入してください。電子データを希望の方は、当協会ホームページからダウンロードしてください。

(6) 発送前に間違いや記入漏れがないか申込書を再度確認のうえお申し込みください。

(7) 参加費は無料ですが、傷害保険は各自でお入りください。

(8) 2競技に出場される方は、各競技ごと指定された申込書にそれぞれ記入し、各競技ごと定められた申込締切日必着で、お申し込みください。

(9) 申込書の不足部数は、各自コピーを行うか当協会ホームページからダウンロードして、各自ご準備ください。

2 昼食について

(1) 弁当業者の斡旋を行います。希望の方は、別紙申込書にて事務局に送付の上、下記の郵便口座に代金を振り込んでください。なお、入金の確認が取れた数のみ準備いたします。
また、入金後の返金はいたしませんのでご了承ください。

【郵便口座】	口座番号	02490-3-11263
	加入者	山形県障がい者スポーツ協会

(2) 会場内のゴミ箱は使用できません。弁当ガラ等のゴミについては、所定の回収所まで持ちいただきか、各自で全て持ち帰り処分をお願いします。環境美化へのご理解ご協力をお願いします。

3 保険について

参加者の方は、各自保険に加入し、参加してください。大会開催中（競技を含む）や施設・会場に関するトラブルや事故等について当協会では一切責任を負いません。

4 安全管理について

このたび大会に参加される皆さまの安全を確保するため、安全体制を整え大会を実施致します。別添資料の定時安全確認の実施をお読みいただき、安心安全な大会運営のため、皆様のご協力をお願いいたします。

5 その他

- (1) 受付は各競技会場で行います。受付を行わない場合は欠場とみなしますので、ご注意ください。
- (2) 競技に使用したゼッケン及びベストは競技終了後、速やかに大会本部に返却してください。

第15回山形県障がい者スポーツ大会卓球競技実施要領

1 日 時 平成28年 5月 8日(日)

受付 9時30分(1階展示ホール・ロビー前)

開始式 10時00分(1階屋内運動広場)

競技開始 10時30分

競技終了 15時00分

2 会場

天童市総合福祉センター 屋内運動広場・第1学習室・第2学習室

天童市老野森二丁目6番3号 電話: 023-654-5156

3 主管(運営協力)

- ・山形県卓球協会
- ・山形県身体障害者卓球協会
- ・天童クラブ

4 競技規則

平成28年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、日本卓球ルール及び大会申し合わせ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者(肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい)
- ・知的障がい者

6 競技方法

- (1) 競技種目は、男女シングルスの一般卓球とサウンドテープルテニス(STT)とする。
- (2) 部門は、肢体不自由(上肢・下肢・車いす)、聴覚障がい、知的障がい、視覚障がい(STT)の6部門とする。
- (3) 試合は、各部門毎予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、原則として同一部門の選手でブロックを構成するものとする。(各ブロック1位・2位が決勝トーナメントに進出し、組み合わせは抽選によるものとする。)
- (4) 出場選手の少ない部門については、他部門の選手と合わせてブロックを構成することがある。(1ブロック5名以内)
- (5) 1ゲームの勝敗は、11ポイントを先取した競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技

者を勝ちとする。

- (6) 1マッチは5ゲームからなり、3ゲームを先取した競技者を勝ちとする。
- (7) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交替する。また、双方の得点が10ポイントになったときは、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交替する。促進ルールは適用しない。
- (8) 肢体不自由者および知的障がい者については、フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしてはならない。
- (9) サーブについて、サーバーは、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れた後、打球される前になにも触れずに落下するように、16cm以上ボールをほぼ垂直に投げ上げなければならぬ。サーバーは、ボールが落下する途中を打つものとし、そのボールが最初に自領コートに触れ、次いでネットアセンブリを越えるかまたはう回した後、レシーバーのコートに直接触れるように打球する。
ただし、身体的理由により主審の承認を得て、主審が相手方にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。
また、知的障がいについても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (10) 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際ボールが、①レシーバーのコートに触れた後ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、そのまま有効となる。
- (11) 知的障がいが原因と認められる試合の中止があった場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介護者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れることができる。
- (12) ①S T Tに出場する選手はアイマスクを着用すること。
②サーバーは主審の「プレー」のコールの後10秒以内に、「サービスエリア」内にボールを置いて一旦静止（静止とは、故意のスピニングを防ぐ目的であり、停止より厳しく考え、回転や移動を認めない）させ、レシーバーに対して「いきます」と相手に聞こえるように声を発しなければならない。レシーバーはその後5秒以内に「はい」と相手に聞こえるように返事をしなければならない。サーバーは、レシーバーが「はい」と返事をした後5秒以内にサービスをしなければならない。
③サーブを出すときはラケットをボールから10cm以上離し、ラケットの動きを止めなければならない。平成24年度より一連の動作中に10cm未満でラケットを止めた場合はフォルトになります。
④場内があまりにも騒々しい場合は、主審は一時競技を中止し、静かにさせた後競技を開始しなければならない。

- (13) 事故により一時的にプレーの続行が不能になった競技者に対し、いかなる場合においても5分を越えない最短時間の試合停止を認めることができる。

7 競技用具

使用球は、日本卓球協会のルールの規定に準じたもので、プラスチック製の球体で無光沢のものとする。(40mm・白またはオレンジ/プラスリースター)

試合ラケット検査を実施する。

(J. T. T. A. の刻印と商標がなければならぬ)

8 服 装

競技にふさわしい服装で参加すること。背中には氏名、市町村名の入ったゼッケンを各自用意し着用すること。(縦15cm、横25cm程度／布の色は指定しない)

(例)

山	田
山	形

9 表 彰

- 各部門毎とし、1位～3位まで表彰する。
- 3位決定戦は行わない。

10 出場申込方法

(1) 本部門に出場を希望する者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目を選び、出場申込書（様式1－4）により平成28年4月8日（金）までに申し込むこと。（郵送またはメールでの申し込みのみ受け付けます。なお、FAXでの申し込みは一切受け付けないものとする。）

(2) 参加費は無料とする。

(3) 出場申込の区分について

①特別支援学校・中学校・高等学校在校生は在籍する学校から事務局へ申し込むこと。

②グループホーム・福祉ホーム等入居者、身体・知的障がい者施設への入所・通所者は当該施設から事務局へ申し込むこと。

③在宅の障がい者で、障がい者福祉団体、スポーツ競技団体等に加入している場合は当該団体を通して事務局へ申し込むこと。

④上記以外の者は、市町村福祉担当課を通して申し込むこと。

1.1 その他

(1) 傷害保険の加入について

競技別大会への出場選手及び引率者などは、各人に傷害保険に必ず加入することとし、主催者側では一切責任を負わないものとする。

(2) 大会における提出書類の様式について

関係機関への案内発送と同時に当協会公式ホームページより閲覧及びダウンロードを解禁する。必要部数等について参加者各位でプリントアウトを行い、卓球競技実施要項記載の締め切り日（4月8日）厳守で大会事務局へ申し込むこと。

(3) 大会競技順及び競技別プログラムについて

大会参加者の競技順は各大会の開催10日前をめどに、プログラムは5日前をめどに当協会ホームページよりダウンロードを解禁する。参加者各位でプリントアウトを行い、受付開始時刻に遅れることの無いよう確認すること。
また、当日競技場にてプログラムの有料販売を行う。

(4) 全国大会参加希望について

全国障害者スポーツ大会の参加希望について、出場申込書内（様式1-1～5）の回答欄に希望の有無を明確にすること。当該大会に係る選手選考は参加希望者の中から選考委員会の選考を経て、県が決定する。（別紙、資料参照）

【連絡先】

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231

山形市大字大森385

TEL/FAX 023-686-4084

メールアドレス info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

担当：川田・渡辺

第15回山形県障がい者スポーツ大会陸上競技実施要項

1 日 時 平成28年 5月 21日（土）

受付 8時45分（NDソフトスタジアム正面玄関）

競技開始 9時40分（NDソフトスタジアム）

競技終了 14時00分

2 会場

山形県総合運動公園 NDソフトスタジアム

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

3 主管（運営協力）

一般財団法人山形陸上競技協会 天童市陸上競技協会

4 競技規則

平成28年度（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、（公財）日本陸上競技連盟競技規則及び大会申し合わせ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者（肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい）
- ・知的障がい者

6 競技方法

競技は、予選を行わず、各組1回の決勝により行う。

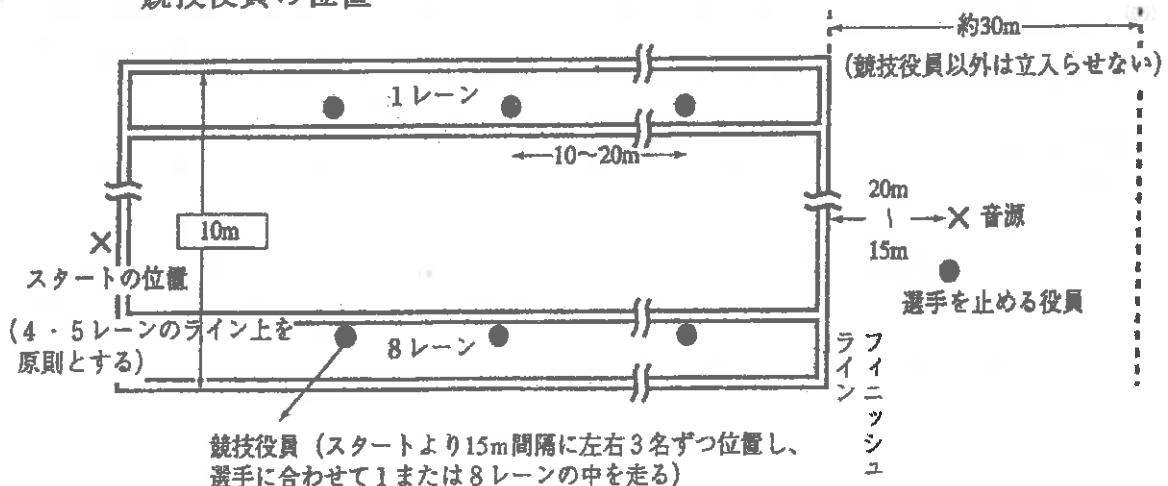
《走技群》

- (1) 50m競走で使用する車いすは、日常生活用とする。
- (2) トラック競技で棄権がある場合は、そのレーンをあけて実施する。
- (3) すべての競走競技においてクラウチングスタートをしなくてもよく、またスタートティング・ブロックを使用しなくてもよい。
- (4) 400mまでの競走及び4×100mリレーのセパレートレーンにおいて内側のレーンに入った場合は失格とする。ただし、直線においては、他の競技者を妨害しない限り失格としない。
- (5) 800m競走は、第2コーナーの曲走路が終わるまでセパレートレーンで行う。
- (6) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して

競技しなければならない。

- (8) 1500m競走はオープンコースとする。
- (10) 4×100mリレーは男女混合とし、バトンパスはティクオーバーゾーン内で行う。
- (11) 聴覚部門のスタートは、次のように行う。
①競技者全員が見えやすい位置とする。
②100m及び200mについては、椅子に座った姿勢で、800m及び1500mについては、立った姿勢でピストルを発射する。
③「位置について」でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。
④「用意」でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。
⑤上記の姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。また、競技役員とのコミュニケーションが困難な場合、手話通訳等を立ち会わせる。
- (12) 視覚障がい者(障がい区分24、25)の50m競走は音源走のみとし、使用する音源はハンドマイクに収納した音源、または、それに類似するものとする。

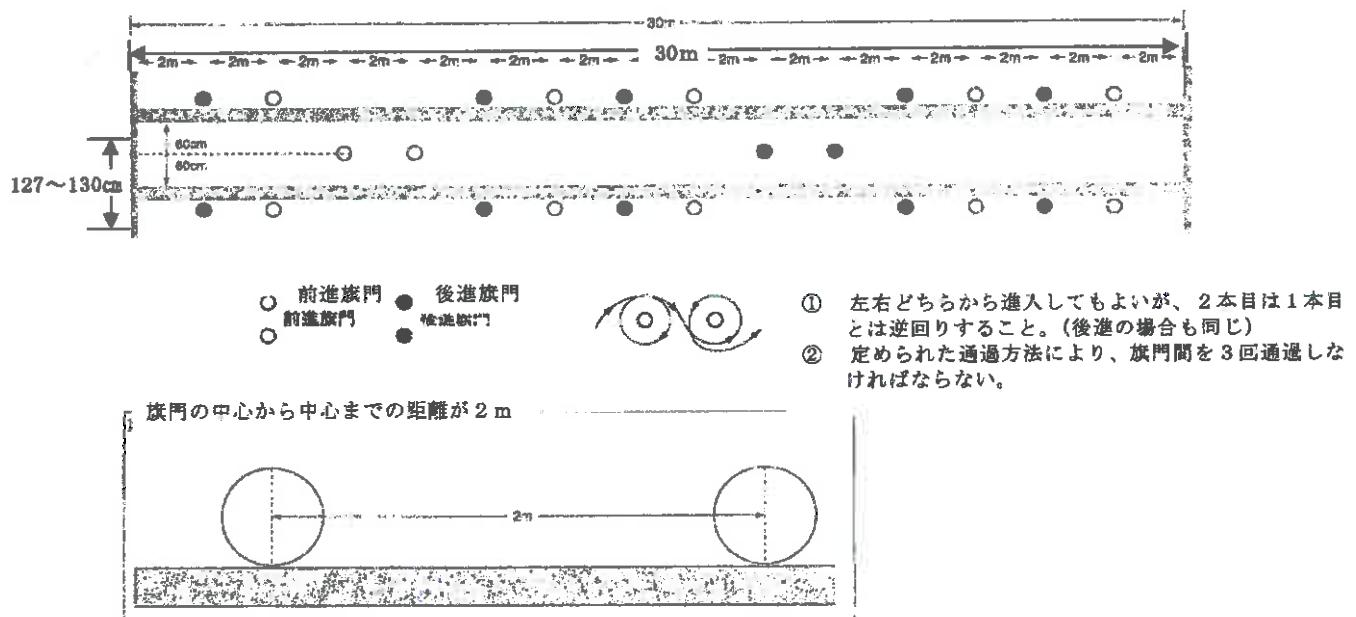
競技役員の位置



- (13) 視覚障がい者部門の障がい区分24、25の者で伴走を必要とする場合は、原則として参加者が伴走者を用意すること。
- (14) 視覚障がい者部門の障がい区分24、25に属する者の50mを除く競走競技で認められた伴走者が、フィニッシュで競技者の斜め後ろに位置しなかつた場合は、写真判定により失格とする。
- (15) 視覚障がい者部門の障がい区分24、25に属する者の競走競技でセパレートレーンを使用する場合には、スタートラインを延長して、1人の競技者に1つ外のレーンを含む2レーンを割り当てる。(伴走者も2レーン分の中に入ること) 延長するスタートラインは、ラインと同じ幅で同系色の粘着テープ等を使用する。

- (16) スラローム競技は原則として1人ずつの競走とし、所要時間によって順位を決定する。走路は2及び6レーン、または3及び7レーンを使用する。
- (17) 白色の旗門は前進、赤色の旗門は後進によって通過しなければならない。
- (18) スタートラインより6m地点の旗門と18m地点の旗門の通過方法は、次のとおりとする。
- ・1本目の旗門を右回り（左回り）で1周した後、2本目の旗門を左回り（右回り）で1周し通過すること。
- (19) 旗門を倒した場合は、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は違反としない。
- (20) 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間はすべての所要時間に含まれる。
- (21) スタートとフィニッシュは競走競技と同様に扱う。
- (22) 風力は計測しない。

〈スラロームの障害物および旗門の位置〉



《跳技群》

- (1) 走高跳を除き、各競技者は、2回までの試技が許される。
- (2) バーの上げ幅は一律2cmとする。
- (3) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。
- (4) 立幅跳の踏み切りは、両足同時に踏み切るものとする。
- (5) 跳躍競技は、立幅跳と走幅跳の両方に申込むことはできない。

- (6) 踏切線と砂場距離については、「全国障害者スポーツ大会競技規則」によるが、
当日審判長の判断により変更することがある。

《投技群》

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。
- (2) 投てき物の重量・規格等は別表のとおりとする。
- (3) 車椅子及び電動車椅子使用者の投てきは次のように行わなければならない。
 - ①助走することなく、車椅子等を固定し、臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。
 - ②試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。
- (4) ジャベリックスローは、やり投げの規則に準じて行う。

7 助 力

介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた選手は失格とする。

8 招 集

- (1) 招集所は陸上競技場第1ゲート付近(グラウンド100mスタート付近)に設ける。
- (2) 招集は、開始時刻表に記載された競技時刻の、フィールド競技は30分前、トラック競技は15分前までに点呼を受け完了する。
- (3) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し、係員の誘導により競技場に移動する。
- (4) リレー競技に出場するチームは、競技開始1時間前までにオーダー(走順)を招集所に提出すること。(用紙は招集所に備えてある)
- (5) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。

9 競技の服装

- (1) 競技にあたっては、競技に適した服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を着用し、ナンバーカードは主催者が交付したものを競技服装の上衣の胸部及び背部に着用すること。
車椅子使用競技者は、係員の指示に従い車椅子の見えやすい位置に取り付けてもよい。

- (2) 競技に使用するスパイクシューズは次のとおりとする。
- ① スパイクピンの数…競技用靴の靴底及び踵は、11本以内のスパイクピンを取り付けられる構造とする。
 - ② 11本以内であればスパイクは何本でもよいが、スパイクピンの位置を変えることができる装置は11カ所を越えてはならない。
 - ③ スパイクピンの寸法…競技用靴の靴底又は踵から突出した部分のスパイクピンの長さは、9mmを越えてはならない。
また、走高跳、ソフトボール投の場合は12mmを越えてはならない。
 - ④ これらのスパイクピンの直径は先端が4mm以内でなければならぬ。

10 表彰

当日表彰は行わず、受付にて記録証を配付します。

※なお、後日記録証の郵送はいたしませんので注意してください。

11 出場申込方法

- (1) 本部門に出場を希望する者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1-1）により平成28年4月22日（金）までに申し込むこと。（郵送またはメールでの申し込みのみ受け付けます。なお、FAXでの申し込みは一切受け付けないものとする。）なお、障がい区分に該当しない種目には出場できない。
- (2) 参加費は無料とする。
- (3) リレー競技は、個人競技に出場申込している者の中から選出し、男女混合とする。ただし、男女の比率は自由とする。
- (4) 出場申込の取りまとめについて
 - ①特別支援学校・中学校・高等学校在校生は、在籍する学校が一括で取りまとめ、事務局へ申し込むこと。
 - ②グループホーム・福祉ホーム等入居者、身体・知的障がい者施設への入所・通所者は当該施設から事務局へ申し込むこと。
 - ③在宅の障がい者で、障がい者福祉団体、スポーツ競技団体等に加入している場合は当該団体を通して事務局へ申し込むこと。
 - ④上記以外の者は、各市町村福祉担当課を通して申し込むこと。

12 その他

(1) 開始式は行わず、競技開始は放送でご案内いたします。

(2) 傷害保険の加入について

競技別大会への出場選手及び引率者などは、各人に傷害保険に必ず加入することとし、主催者側では一切責任を負わないものとする。

(3) 大会における提出書類の様式について

関係機関への案内発送と同時に当協会公式ホームページより閲覧及びダウンロードを解禁する。必要部数等について参加者各位でプリントアウトを行い、陸上競技実施要項記載の締め切り日（4月22日）厳守で大会事務局へ申し込むこと。

(4) 大会競技順及び競技別プログラムについて

大会参加者の競技順は各大会の開催10日前をめどに、プログラムは5日前をめどに当協会ホームページよりダウンロードを解禁する。参加者各位でプリントアウトを行い、受付開始時刻に遅れることの無いよう確認すること。

また、当日競技場にてプログラムの有料販売を行う。

(5) 全国大会参加希望について

全国障害者スポーツ大会の参加希望について、出場申込書内（様式1-1～5）の回答欄に希望の有無を明確にすること。当該大会に係る選手選考は参加希望者の中から選考委員会の選考を経て、県が決定する。（別紙、資料参照）

(6) トレーナーブース（コンディショニングルーム）について

屋内走路に日本障がい者スポーツ協会公認トレーナーと、理学療法士によるトレーナーブース（コンディショニングルーム）を設置・開設します。参加者の当日ケアはもちろんのこと、日頃のコンディショニングやトレーニング等の相談も承ります。どうぞご利用ください。

【連絡先】

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森385

TEL/FAX 023-686-4084

メールアドレス info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

担当：川田・渡辺

種 目 表

トラック競技（競走）

- ①スラローム
- ②50m
- ③100m
- ④200m
- ⑤400m
- ⑥800m
- ⑦1500m
- ⑧リレー

フィールド競技（投げ）

- ①ジャベリックスロー
- ②砲丸投げ
- ③ビーンバック投げ
- ④ソフトボール投げ

フィールド競技（跳躍）

- ①立幅跳
- ②走幅跳
- ③走高跳

別 表

砲丸投げ		男 子		女 子	
障がい区分 (番号)		1部	2部	1部	2部
肢 1	1	4 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
肢 2	12	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg
	13	4 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg
	14				
	15				
肢 3	19	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg
	20				
	21				
	22				
視	24	4 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg
	25				
	26				
聴	27	4 kg	2.721 kg	2.721 kg	2.721 kg

種目 (障がい区分)	性別	重量・規格等	備考
ソフトボール投げ (該当する区分全て)	男女	日本ソフトボール協会公認 「協会3号ボール (ゴム球)」	投げ方自由
ビーンバッグ投げ (該当する区分全て)	男女	布または適当なものの袋に、 大豆等をいれたもの (12cm×12cm) 重量150g	投げ方自由 (足にのせ蹴り出し可)
ジャベリックスロー (該当する区分全て)	男女	ターボジャブ 長さ70cm 重さ300g	投げ方は やり投げに準じる

第15回山形県障がい者スポーツ大会水泳競技実施要領

1 日 時 平成28年 5月22日(日)

受付開始	8時30分	(屋内プール正面入口)
ウォームアップ	9時00分	(屋内プール)
開始式	9時45分	(屋内プール)
競技開始	10時15分	(屋内プール)
競技終了	14時00分	(屋内プール)

2 会場

山形県総合運動公園 屋内プール

天童市山王1-1 電話: 023-655-5900

3 主管(運営協力)

天童市水泳連盟 山形市水泳連盟

4 競技規則

平成28年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、(公財)日本水泳連盟競技規則及び大会申し合わせ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者(肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい)
- ・知的障がい者

6 競技方法

(1) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立って(車いす使用者及び立つことが自由な選手は座ったまま片手を上げて)紹介を受けること。

(2) スタートについて

ア) 自由形、平泳ぎ、バタフライ、200m混合リレーのスタートは、台上、台の横からの飛込み、または水中スタートを選択できる。ただし、次の障がい区分の者は身体的理由により水中スタートをしなくてはならない。

①肢体Ⅰ: 両下腿切断、両下肢不完全、両大腿切断、片大腿・片下腿切断、両下肢完全、多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全(障がい区分8、9、11)

②肢体Ⅱ: 第7頸髄まで残存、第8頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし(障がい区分13、14、15)

③肢体Ⅲ: 四肢麻痺(車いす常用)、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢

機能全廃（障がい区分17、18、19）

④肢体IV：浮具使用（障がい区分22）

- イ) 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスタートグリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ウ) 背泳ぎ、混合リレー、混合メドレーリレーのスタートにおいて、身体的理由により両方の手でスタートグリップをつかめない者は、少なくとも片手でスタートグリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- エ) 次の障がい区分の者は、スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。
- ①肢体I：多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全（障がい区分11）
- ②肢体II：第7頸髄まで残存（障がい区分13）
- ③肢体III：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障がい区分17、19）
- ④肢体IV：浮具使用（障がい区分22）
- オ) 聴覚障がい者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。

（3）競技

- ア) 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- イ) 競技中にプールの底に立つこと、ロープを握ることは認める。
- ウ) 視覚障がいの障がい区分23の者及び同等の障がいが重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図しなければならない。障がい区分24と25の者に行う場合は許可を得なければならない。
- エ) 浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいう。
- オ) 自由形、背泳ぎのスタート及び折り返し後の15mを除いて、1ストロークサイクルに1回、身体の一部が水面上に出なければならない。
- カ) 自由形、背泳ぎ、平泳ぎ及びバタフライで、身体障がいによりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。
- キ) 200mリレー及び200mメドレーリレーに出場するリーメンバーは、男女混合となるように編成されていなければならない。

(4) 介助

- ① 次にあげる選手の介助については、原則として競技場への入場を許可された者が行う。なお、介助者として入場を希望する者は、参加申し込み時に申し込み、競技役員の指示により入場する。
 - ア) 入退水時の介助
 - イ) スタート時の介助
 - ウ) ゴール・ターン時の合図（視覚障がい者で、ゴールとターン時の合図棒等による合図。このうち障がい区分23の者及び同等の障がいが重複する選手のゴールとターンでは、競技規則により合図が義務付けられているため、競技役員または介助員のいずれかが行う。障がい区分24と25の者に対する合図は許可を得て行う。）
- ② ①により難しい選手は競技役員による介助を行うので、参加申し込み時に申し込むこと。
- ③ プールサイドにおけるコーチは禁止する。

(5) 服装

- ① スイミングキャップを着用すること。
- ② 水着はFINA承認水着でなくてもよいが形状（体を覆う範囲）等は次のとおりとする。
 - ア) 男子はへそを超えず、膝までとする。
 - イ) 女子は肩から膝までとする。ただし、首、肩を覆うことはできない。（セパレートの水着も可）
- ③ 水着の重ね着は禁止。着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ（サポートー）女性用インナーパットは認める。

(6) 浮具について

障がいのため浮具が必要な者は、申し込み時に申し出があり、かつ審判長が認めた場合に限り、両腕、首、および腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

7 誘導

- ① 会場内での誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。
- ② 競技終了後、選手は競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて出迎えの者に引き継ぐ。

8 計時

計時は、手動計時を使用する。

9 出発合図

出発合図は、電子音装置またはピストルを使用する。

10 招 集

- (1)招集は、水泳競技会場内招集所で行う。
- (2)招集は、競技開始30分前から開始し、15分前に完了する。
- (3)招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなし、出場できない。
- (4)前レースの表彰終了時刻から次レースの招集開始時刻まで10分以内の選手については、当該選手の代理者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

11 表 彰

- (1)各出場選手には、記録証を授与する。
- (2)表彰は、次の組の競技終了後直ちに行う。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申し込み時に参考にすること。ただし、編成上やむを得ず種目順を変更することがある。

13 その他注意事項

- (1)事故防止には十分注意すること。
- (2)プールサイドにおけるコーチ及び介助者の指示、応援等を禁止する。
- (3)会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (4)貴重品については各自責任を持って管理すること。
- (5)更衣室とプールサイド以外では水着、裸足のまま走り回らないこと。
- (6)競技場への飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室では水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。
- (7)選手の休憩は指定された場所を利用すること。
- (8)写真撮影をする場合は、事前に大会事務局へ申請し、許可証をもらうこと。

14 出場申込方法

- (1)本部門に出場を希望する者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1）により平成28年4月22日（金）厳守で郵送またはメールでの申し込みこと。（FAXでの申し込みは一切受け付けない）
- (2)各選手とも、自身の障がい区分に該当しない種目には出場できないものとする。
- (3)参加費は無料とする。
- (4)リレーメンバーは、個人競技出場申込者の中から選出し、男女混合となるように編成し申し込む（様式2）こと。
- (5)出場申込書の提出について
 - ①特別支援学校・中学校・高等学校在校生は、在籍する学校が一括して事務局へ申し込むこと。

- ②グループホーム・福祉ホーム等入居者、身体・知的障がい者施設・事業所への入所・通所者は、当該施設・事業所から事務局へ申し込むこと。
- ③在宅の障がい者で障がい福祉団体、スポーツ競技団体等に加入している場合は、当該団体を通して事務局へ申し込むこと。
- ④上記以外の者は、市町村福祉課を通して申し込むこと。

15 その他

(1) 傷害保険の加入について

競技別大会への出場選手および引率者などは、各人にて傷害保険に必ず加入することとし、主催者側では一切責任を負わないものとする。

(2) 大会における提出書類の様式について

関係機関への案内発送と同時に当協会公式ホームページより閲覧及びダウンロードを解禁する。必要部数等について参加者各位でプリントアウトを行い、水泳競技実施要項記載の締め切り日（4月22日）厳守で大会事務局へ申し込むこと。

(3) 大会競技順及び競技別プログラムについて

大会参加者の競技順は各大会の開催10日前をめどに、プログラムは5日前をめどに当協会ホームページよりダウンロードを解禁する。参加者各位でプリントアウトを行い、受付開始時刻に遅れることの無いよう確認すること。

また、当日競技場にてプログラムの有料販売を行う。

(4) 全国大会参加希望について

全国障害者スポーツ大会の参加希望について、出場申込書内（様式1-1～5）の回答欄に希望の有無を明確にすること。当該大会に係る選手選考は参加希望者の中から選考委員会の選考を経て、県が決定する。（別紙、資料参照）

【連絡先】

山形県障がい者スポーツ協会

担当：川田・渡辺

〒990-2231

山形市大字大森385

TEL/FAX 023-686-4084

メールアドレス info@yamagata-adapted.jp

ホームページ：<http://www.yamagata-adapted.jp/>

種 目 表

- ① 2 5 m 自由形
- ② 2 5 m 平泳ぎ
- ③ 2 5 m 背泳ぎ
- ④ 2 5 m バタフライ
- ⑤ 5 0 m 自由形
- ⑥ 5 0 m 平泳ぎ
- ⑦ 5 0 m 背泳ぎ
- ⑧ 5 0 m バタフライ
- ⑨ 2 0 0 m 混合リレー
- ⑩ 2 0 0 m 混合メドレーリレー

* ⑨・⑩につきましては知的区分のみとなっております。

第15回山形県障がい者スポーツ大会アーチェリー競技実施要領

1 日 時 平成28年 5月22日(日)

受付 9時00分(山形県リハビリセンター射場)
開始式 9時20分(山形県リハビリセンター射場)
競技開始 9時40分
競技終了 13時00分

2 会場

山形県リハビリセンター射場

山形市大字大森385 電話: 023-686-4084

3 主管(運営協力)

山形市アーチェリー協会

山形県身体障害者アーチェリー協会

4 競技規則

平成28年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則及び大会申し合わせ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体障がい、聴覚障がい、内部障がい)

6 標的競技

(1) 競技種目は男女とも次のとおりとする。

① 50m・30mラウンド

50m・30mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。

② 30mダブルラウンド

30m・30mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。

③ 20mダブルラウンド

20m・20mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。

(2) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

7 競技方法

(1) 競技種目は、男女とも50m・30mラウンド、30mダブルラウンド、20mダブルラウンドとする。

(2) 標的は、リカーブ部門は直径80cm的を使用するが、コンパウンド部門は50m・30mともマルチ的を使用する。

(3) 立順は、A・Bの1立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。

(4) 行射時間は3射2分以内とする。

- (5) 試射は、「A・B 3射、矢取り」を2回行う。
- (6) 競技は、ストップウォッチで時間を管理進行し、行射終了30秒前に計時係が黄色旗を上げ時間を知らせる。
- (7) 競技者自身が標的に行けない場合、審判長の許可を得て競技者の代行者に得点記録と矢の回収の権利を委託することができる。
- (8) 椅子の使用は、競技上有利にならなければ認められる。
- (9) リカーブ部門の用具
リカーブ部門において、コンパウンドボウを使用することができる。
ただし、コンパウンドボウの照準器は、プリズム、レンズ又はその他の光学的拡大装置、水準器又は電気的若しくは電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準点を有していてはならない。また、審判長の承認を得て、手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

8 競技用具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意する。

9 服 裝

競技にあたっては、競技に適した服装を着用すること。

10 表 彰

表彰は競技終了後、各部門の種目毎、男女別に行う。

11 出場申込方法

- (1) 本部門に出場を希望する者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目を選び、出場申込書(様式1-3)により 平成28年5月2日(火)までに申し込むこと。(郵送またはメールでの申し込みのみ受け付けます。なお、FAXでの申し込みは一切受け付けないものとする。) ただし、障がい区分に該当しない種目には出場できないものとする。
- (2) 参加費は無料とする。
- (3) 出場申込の区分について

- ①特別支援学校・中学校・高等学校在校生は、在籍する学校から事務局へ申し込むこと。
- ②グループホーム・福祉ホーム等入居者、身体障がい者施設・事業所への入所・通所者は当該施設・事業所から事務局へ申し込むこと。
- ③在宅の障がい者で、障がい者福祉団体、スポーツ競技団体等に加入している場合は、当該団体を通して事務局へ申し込むこと。
- ④上記以外の者は、市町村福祉担当課を通して申し込むこと。

12. その他

(1) 傷害保険の加入について

競技別大会への出場選手及び引率者などは、各人に傷害保険に必ず加入することとし、主催者側では一切責任を負わないものとする。

(2) 全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に出場する選手は、グリーンバッヂ（安全バッヂ）を所持していることが望ましい。

(3) 20mダブルラウンド出場者は全国障害者スポーツ大会の出場選手選考対象外とする。

(4) 大会における提出書類の様式について

関係機関への案内発送と同時に当協会公式ホームページより閲覧及びダウンロードを解禁する。必要部数等について参加者各位でプリントアウトを行い、アーチェリー競技実施要項記載の締め切り日（5月2日）厳守で大会事務局へ申し込むこと。

(5) 大会競技順及び競技別プログラムについて

大会参加者の競技順は各大会の開催10日前をめどに、プログラムは5日前をめどに当協会ホームページよりダウンロードを解禁する。参加者各位でプリントアウトを行い、受付開始時刻に遅れることの無いよう確認すること。

また、当日競技場にてプログラムの有料販売を行う。

(6) 全国大会参加希望について

全国障害者スポーツ大会の参加希望について、出場申込書内（様式1-1～5）の回答欄に希望の有無を明確にすること。当該大会に係る選手選考は参加希望者の中から選考委員会の選考を経て、県が決定する。
(別紙、資料参照)

【連絡先】

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231

山形市大字大森3-85

TEL/FAX 023-686-4084

メールアドレス info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

担当：川田・渡辺

第15回山形県障がい者スポーツ大会フライングディスク競技実施要領

1 日 時 平成28年 6月 5日 (日)

受付 8時45分 (第2運動広場)

総合開会式 9時30分 (第2運動広場)

競技開始 10時30分

競技終了 15時30分

2 会場

山形県総合運動公園 (第2運動広場)

天童市山王1-1 電話: 023-655-5900

3 主管 (運営協力)

山形県障がい者フライングディスク協会 山形県障害者スポーツ指導者協議会

4 競技規則

平成28年度 (公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、日本障がい者フライングディスク連盟競技規則及び大会申し合せ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者 (肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい)
- ・知的障がい者

6 競技種目

- (1) アキュラシー競技 (ディスリート5、ディスリート7)
- (2) ディスタンス競技 (座位、立位に分け男女別に実施する)

7 競技方法

- (1) 競技は、すべて競技役員の指示にて進行する。
- (2) 投げ方は自由とする。
- (3) 競技に使用するディスクについては、主催者で用意する。
- (4) 補装具も含め、競技上有利となる用具の使用は認めない。
- (5) プレーヤーが視覚障がい者の場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から何らかの音源でスローイングの方向を知らせることができる。
- (6) 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分を越えた試技は無効とする。
- (7) 手、足、口等、身体のあらゆる部分によるスローイングを認める。ただし、スローイングの助けとなるどのような工夫もしてはならない。手指等の傷口を守るためにテープ等を使用する場合は、審判長の許可を得なければならない。

8 服 装

- (1) ビブスは、主催者が交付したものを競技服装の上に着用する。（ビブスは大会終了後、返却）
- (2) 動きやすい服装で、運動靴を着用すること。

9 受付について

受付は、混乱を防ぎ、参加者の安全を確保するため各団体の代表者または申込代表者が行い、その他の参加者は係員の誘導に従い、速やかに入場すること。

10 競技開始時間

ディスタンス 10時30分

アキュラシー 13時00分

11 招 集

※招集に際しての注意事項

- (1) 招集は、各組の競技開始時刻30分前から行い15分前に完了する。なお、各チームの担当者は選手の招集時刻に合わせて予め整列させるなどして、招集時刻に遅れないようスムーズな移動を心がけること。また、選手に対して予め招集場所や競技場所（サイトNo.）について十分に説明しておくこと。
- (2) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し係員の誘導により競技場所に移動すること。
- (3) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権とみなし、出場できないものとする。

12 表 彰

- (1) 1位から3位までの選手の表彰は各競技終了後に本部で行い、記録証を授与する。
- (2) 4位以下の選手の記録証は後日郵送する。

13 出場申込方法

- (1) 本部門に出場を希望する者は、出場申込書（様式1－5）により平成28年4月28日（木）までに申し込むこと。（郵送またはメールでの申し込みのみ受け付けます。なお、FAXでの申し込みは一切受け付けないものとします。）
- (2) アキュラシー1種目、ディスタンス1種目の計2種目までの申し込みを可能とする。また、障がい区分に該当しない種目には出場できないものとする。
- (3) 参加費は無料とする。
- (4) 出場申込の区分について
①特別支援学校・中学校・高等学校在校生は、在籍する学校が一括で取りま

とめ事務局へ申し込むこと。

- ②グループホーム・福祉ホーム等入居者、身体・知的障がい者施設・事業所への入所・通所者は当該施設・事業所から事務局へ申し込むこと。
- ③在宅の障がい者で、障がい者福祉団体、スポーツ競技団体等に加入している場合は当該団体を通して事務局へ申し込むこと。
- ④上記以外の者は、市町村福祉担当課を通して申し込むこと。

14 その他

(1) 雨天時の場合は、屋内多目的コートで開催いたします。ご注意ください。

(2) 傷害保険の加入について

競技別大会への出場選手及び引率者などは、各人に傷害保険に必ず加入することとし、主催者側では一切責任を負わないものとする。

(3) 大会における提出書類の様式について

関係機関への案内発送と同時に当協会公式ホームページより閲覧及びダウンロードを解禁する。必要部数等について参加者各位でプリントアウトを行い、フライングディスク競技実施要項記載の締め切り日（4月28日）厳守で大会事務局へ申し込むこと。

(4) 大会競技順及び競技別プログラムについて

大会参加者の競技順は各大会の開催10日前をめどに、プログラムは5日前をめどに当協会ホームページよりダウンロードを解禁する。参加者各位でプリントアウトを行い、受付開始時刻に遅れることの無いよう確認すること。

また、当日競技場にてプログラムの有料販売を行う。

(5) 全国大会参加希望について

全国障害者スポーツ大会の参加希望について、出場申込書内（様式1－1～5）の回答欄に希望の有無を明確にすること。当該大会に係る選手選考は参加希望者の中から選考委員会の選考を経て、県が決定する。（別紙、資料参照）

【連絡先】

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231

山形市大字大森385

TEL/FAX 023-686-4084

メールアドレス info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

担当：川田・渡辺

山形県障がい者スポーツ大会 競技種目表

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし

1 陸上		障がい区分番号	障がい区分											競			走			跳			重量			投					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
1 肢体不自由	障がい区分番号	障がい区分番号	手部切断	片前腕切断または片上腕不完全 片上腕切断または、片上腕完全	両前腕切断または、片前腕及び片上腕切断、 両上腕不完全	両上腕切断または、両上腕完全	片下腿切断または、片下肢不完全	片下腿切断または、片下肢完全	両下腿及び片大腿切断、両下肢不完全	両大腿切断または、両下肢完全	両大腿切断または、両下肢完全	両大腿切断または、両下肢完全	第6頸髄まで残存	第7頸髄まで残存	第8頸髄まで残存	下肢麻痺車で座立/バランスなし	下肢麻痺車で座立/バランスあり	その他車椅子	四肢麻痺車で車いす使用	けって移動	片上下肢で車いす使用	上肢で車いす使用	その他走不能	上肢に不随意運動を作らう走可能	その他走可能	電動車いす使用	視力0から光覚弁まで	視力手動弁から0.03まで	視野5度以内	その他	聴覚障がい、 脳性言語発達障がい、 音声・言語しゃべり機能障がい、 障がい、
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
			上肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
			下肢	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29
			体幹	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29
			子以脳 子外原 用で性 車麻痺 瘡病	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
			(患 ・脳 性原 癥等： ～脳 管疾 患)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
2 視覚障がい、 聴覚障がい、 知的障がい、 内部障がい、 身体障がい者 知的障がい者 3年齢区分：少年の部 13歳以上19歳以下の者、青年の部20歳以上の者、壮年36歳以下の者、壮年36歳以上の者(但し平成28年4月1日現在)			25	26	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29

2 水泳

身体障がい者
知的障がい者

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部
◎男女別・年齢区分別 (区分は下記参照) ●男女別・2部
★男女混合・年齢区分なし

障がい区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		メドレー リレー 4×50m	
		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
肢体不自由	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕及び片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	下肢	6 片下腿切断および、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		7 片大腿切断および、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	上下肢	10 片上肢切断または、片下肢切断 片上肢不完全および、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		11 多肢切断または、片上肢完全および、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	体幹	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
子以脳 使用で性 車麻 椅子	患 (脳 性 外 原 病 等) 脳 血 管 疾 患	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎				
		14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		15 座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		16 座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
3		17 四肢麻痺(車いす使用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎				
		18 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		19 片側障がいで片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		20 その他の片側障がいで走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		21 その他	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
4		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎				
視覚障がい		23 視力0から光覚弁まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		24 視力手動弁から0.03まで 視野5度以内	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		25 その他	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
聴覚・平衡機能障がい 音声・言語・そしゃく機能 障がい		26 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		27 知的障がい	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	★ ★	

※リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

身体障がい者 1部:13歳以上39歳以下の者 2部:40歳以上の者

知的障がい者 年齢区分:少年の部 13歳以上19歳以下の者、青年の部20歳以上35歳以下の者、壮年36歳以上の者
(但し平成28年4月1日現在)

障害区分のスタートは水中スタートをしなくてはならない

3 アーチェリー

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

		No	障がい区分	リカーブ	コンパウンド
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	◎	●
		2	その他	◎	
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	◎	
		4	下肢障がい(椅子・車いす使用を含む)	◎	
		5	体幹	◎	●
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	◎	
聴覚・平衡機能がい害、音声・言語・そしゃく機能障がい		7	聴覚障がい	◎	
	内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎	

4 卓 球

◎男女別、年齢区分別

		No	障がい区分	卓球	STT
肢体不自由	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎	
		2	両上肢障がい	◎	
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
	下肢障がい	4	片大腿切断または、両下腿切断	◎	
		5	片下肢完全または、両下肢不完全		
		6	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
	体幹	7	体幹	◎	
	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	8	頸髄損傷	◎	
		9	座位バランスなし	◎	
		10	その他	◎	
視覚障がい	3 脳原性麻痺	11	車いす使用	◎	
		12	杖・松葉杖使用	◎	
		13	上肢に不随意運動あり	◎	
		14	上肢に不随意運動なし	◎	
聴覚・平衡機能能がい、音声・言語・そしゃく機能障がい		15	片側障がい者	◎	
		16	視力0から0.03まで 視野5度以内		◎
知的障がい		17	その他	◎	
		18	聴覚障がい	◎	

5 フライングディスク

◎男女同一区分 ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障がい				
聴覚障がい	◎	◎	●	●
知的障がい				
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)				

身体障がい者 1部:13歳以上39歳以下の者 2部:40歳以上の者

知的障がい者 3年齢区分:少年の部 13歳以上19歳以下の者、青年の部20歳以上35歳以下の者、壮年36歳以上の者
(但し平成28年4月1日現在)

6 バレーボール

精神障がい者は男女混合とする。

【障がい区分の解説】

■肢体不自由1

		障害区分名	解説
切断、機能障がい	上肢	手部	片側及び両側の手部切断
		片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕切断者
		片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕切断者
		両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
		両上腕	両上腕の切断者
		片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕切断者
	機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
		両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
立位	下肢	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		両下腿	両側の下腿の切断者
		両大腿	両側の大腿の切断者
		片下腿・片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
	機能障がい	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
		両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
	上下肢	片上肢・片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
		多肢切断	三肢以上の切断者
		片上肢不完全・片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
	機能障がい	片上肢完全・片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がいが該当する)【注1】

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあつてもこの区分には該当しない

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技 脳原性麻痺以外で車いす使用	第6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	脳原性麻痺者や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
		その他の車いす	
	水泳 脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバーなど)の疾患により四肢麻痺相当である場合	第6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の感覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で

両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳) 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 (脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外傷等)	陸上競技	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
		けって移動	・両上肢の障がいが重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		上下肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車いすを操作する者
		上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
	水泳	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無のかかわらず、走ることができない者
		上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障がいがあるが、走ることが可能な者
		その他走可能	【注5】
		四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
	卓球	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいが軽度の者で、走ることが不可能な者
		片側障がいで片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
		その他片側障がいで走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
		その他	上肢の協調運動障がいが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいで走可能な者等、上記区分に該当しない者
		車いす使用	車いすを使用して競技するすべての脳原性麻痺者
		杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技する者
		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
		上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者
		片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖などを使用して競技をしない者
		電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障がいにより日常的に電動車いすを使用している者
		浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障がいのあるもので、浮具を使用するもの

【注4】軽度な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から光覚弁まで	【注6】
	視力手動弁から0.03まで	
	視野5度以内	
	その他	

【注6】視力は、両目の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい

聴覚・平衡機能障がい 音声・言語機能障がい そしゃく機能障がい	聴覚障がい	区分しない
---------------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障がい者は含まない
-------	---------------	------------------------------

■精神障がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------

【障がい区分の説明】

- (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障がいとして区分する。（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）
- (2) 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障がいとして区分する。）
- (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- (4) 一侧の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）
- (6) 両上腕切断者が片前腕切断の障がい区分で参加するなど、明らかに障がいが軽度と思われる障がい区分で参加することは認めない。
- (7) 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位（上腕）の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
- (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また「車いす使用」とは、スポーツの場面のみに車いすを使用していることをいう。
- (10) 切断・機能障がいの者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす使用」の「その他」の障がい区分とする。
- (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。
- (13) 視覚障がいの視力は、両眼の和ではなく、良い方の視力で判定される。また、視野は、5度とそれ以上に区分される。
- (14) 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。

【注】

- ① 障がいが重複している場合、同一の大会では、同じ障がい区分で参加すること。（障がい区分を変えて2種目に出場することは認めない）

